

Q. 電マニと紙マニはどっちがいいの？

**A. 電子マニフェストです。
紙マニの管理に、煩雑さやミス不安を
感じたら、メリットがあります。**

◇紙を保存する必要がなくなり、毎年の報告義務も不要です。

紙マニフェストは、廃棄物引渡し時の控え伝票であるA票と、処理業者から返送されるB2票・D票・E票の各票を5年間保存しなければならず、違反すると6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。日本産業廃棄物処理振興センターのJWNETが運営する電子マニフェストは、紙マニフェストと同じ廃棄物情報をインターネット上のシステムに登録し、その後もすべてインターネットで管理します。

電子マニフェストは、廃棄物情報がJWNETのサーバーへ自動的に保存されるとともに、紙マニフェストの場合に必要な毎年の交付報告作業も不要となります。

■電子マニフェスト導入までの流れ

① 処理業者がJWNETに加入しているかを確認し、自身も加入する

→排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者がJWNETへ加入していなければいけません。

② 運用ルールを決める

→電子マニフェストを導入していても、引き渡した廃棄物が適切な施設に搬入されるまでの移動を把握するためには「受渡確認伝票」という“紙”を利用することが一般的です。

◇加入手続きは申請書の郵送から約10日。

電子マニフェストを導入するにはJWNETへ加入しなければいけません。加入手続きは申請書へ必要事項を記入し郵送するだけで複雑ではありません。申請後約10日で加入することができますが、実際に運用するには[②運用ルールを決める]加入前の確認と準備が大切となります。

実際の運用にあたっては、電子マニフェストの登録担当者は誰か、引渡し担当者と登録担当者や処理業者との間でどのような書面で廃棄物情報を管理するか、など導入後にスムーズに運用するためのルールを決めておきます。

※JWNETでは未加入者向けの導入講習会などを無料で実施しています。

JWNET日本産業廃棄物処理振興センター(<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml>)

◇1枚当たり30円のコストがかかるが、それ以上の業務効率UPができる

紙マニフェストもしくは電子マニフェストのどちらかを選択するかは自由です。

どちらの運用にもメリットとデメリットはありますが、電子マニフェストを導入するかどうかは、**1枚当たり30円のコストがかかるがそれ以上の業務効率UPができるか**という点で判断しましょう。電子マニフェストにすれば、**保存に関わる費用と作業、行政報告のための集計作業**が不要になります。

■紙マニフェストと電子マニフェストの比較(交付枚数年間1000枚を想定した場合)

区分		紙マニフェスト	電子マニフェスト
直接的な費用 (代金・登録料)		¥25,000- (25円/枚)	¥30,000 (30円/枚)※1
間接的な費用		保存に関わる費用 (保存スペースやファイル等)	—
業務	行政への報告	集計作業に数日～1週間 ※2 (前年度交付分を6月末に提出)	— (JWNETによる代行)
	保存	返送を受けた日から 5年間保存	— (JWNETによる代行)

※1 B料金を採用、税抜き

※2 本想定は集計システム等は使用せず事務員が1日8時間作業をした場合を想定

表のように、電子マニフェストの運用には利用料が発生します。紙マニフェストも、1枚当たり25円(一般的に使用されるマニフェスト)の購入費が必要です。

年間1000枚程度の利用では、紙マニフェスト代金の方が安くなりますが、電子マニフェストの場合、多量に交付する事業者向けのA料金(年間基本料金¥24,000+¥10/枚)があり、年間1600枚以上を目安に、電子マニフェストの方がマニフェスト代金も安価になります。

◇リスク回避という視点も大切。

紙マニフェストが廃棄物情報を直接紙に記載するのに対して、電子マニフェストは電子上のシステムへ入力する際に漏れがあればエラーとなり、必須事項の**記載漏れが発生することはありません**。また、紙マニフェストは廃棄物の引き渡しと同時に交付することが義務付けられており、同時に交付できなければ法令を順守できていないリスクがあります。電子マニフェストの場合、**引き渡し日から3日以内に交付**をすることと定められています。

マニフェストの記載不備などのリスク回避という点では、交付枚数が少量であったとしても電子マニフェストを利用するメリットがあります。

今回のポイント

交付枚数が少量でも電マニを利用するメリットはある！！